

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(府省名:文部科学省)

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地		契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文	随意契約によることとした理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称	所在地		契約の相手方の商号又は名称	住所									
文部科学省政府調達情報システム移行作業一式	大臣官房会計課長 義本博司	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成25年2月28日	株式会社 ソフトウェア設計	東京都中央区北上野二丁目6番4合	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	当該システムを開発したのは株式会社ソフトウェア設計であり、当該システムの著作権は株式会社ソフトウェア設計が有し、プログラムソースについても一般に公開していないことから当該業務を行うことができる者は、ほかに存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	3,273,375	3,120,000	95.31%	-	当該システムを開発したのは株式会社ソフトウェア設計であり、当該システムの著作権は株式会社ソフトウェア設計が有し、プログラムソースについても一般に公開していないことから当該業務を行うことができる者は、ほかに存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他	
工芸 重要文化財 梵鐘 一口	文化庁次長 河村潤子	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成25年1月28日	株式会社 瀬津雅陶堂	東京都中央区日本橋三丁目七番九号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	当該文化財を所有する相手方はほかに存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	84,000,000	84,000,000	100.00%	-	当該文化財を所有する相手方はほかに存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	二(ホ)	
考古 重要文化財 石製経筒 一口 如法妙法蓮華經二部承徳三年九月廿八日供養ノ銘アリ	文化庁次長 河村潤子	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成25年1月28日	許斐 肇昭	福岡県福岡市中央区平尾4-9-3	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	当該文化財を所有する相手方はほかに存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	85,400,000	85,400,000	100.00%	-	当該文化財を所有する相手方はほかに存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	二(ホ)	
重要美術品 紙本着色木蓮棕櫚図 渡邊始興筆	文化庁次長 河村潤子	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成25年2月12日	株式会社 古美術数本	東京都大田区田園調布2-25-15	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	当該文化財を所有する相手方はほかに存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	54,600,000	54,600,000	100.00%	-	当該文化財を所有する相手方はほかに存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	二(ホ)	
重要文化財 絳色紙(よしのかは)	文化庁次長 河村潤子	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成25年2月12日	山田 恭平	東京都三鷹市井の頭3-34-5	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	当該文化財を所有する相手方はほかに存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	124,000,000	124,000,000	100.00%	-	当該文化財を所有する相手方はほかに存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	二(ホ)	
重要文化財 銅造薬師如来坐像	文化庁次長 河村潤子	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成25年2月12日	有限会社 神田紫雲洞	兵庫県神戸市東灘区森北町4-4-16サンコート声屋川101	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	当該文化財を所有する相手方はほかに存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	210,000,000	210,000,000	100.00%	-	当該文化財を所有する相手方はほかに存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	二(ホ)	
工芸 未指定 漢作肩衝茶入 銘残月	文化庁次長 河村潤子	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成25年3月5日	株式会社 水戸忠	東京都中央区日本橋3-8-9	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	当該文化財を所有する相手方はほかに存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	315,000,000	315,000,000	100.00%	-	当該文化財を所有する相手方はほかに存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	二(ホ)	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文	随意契約によることとした理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		契約の相手方の商号又は名称	住所									
工芸 未指定 色絵鍋島唐花文大皿	文化庁次長河村潤子	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成25年3月5日	株式会社 古美術下條	東京都港区六本木4-8-3	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	当該文化財を所有する相手方はほかに存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	126,000,000	126,000,000	100.00%	-	当該文化財を所有する相手方はほかに存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	二(ホ)	
千集編摺漆盛籠「やすらぎノ花」	文化庁次長河村潤子	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成25年3月13日	勝城 一二	栃木県大田原市市野沢1679-7	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	当該文化財を所有する相手方はほかに存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	3,166,000	3,166,000	100.00%	-	当該文化財を所有する相手方はほかに存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	二(ホ)	
工芸 未指定 色絵山水家屋文大皿 伊万里・古九谷様式	文化庁次長河村潤子	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成25年3月27日	株式会社 壺中居	東京都中央区日本橋3-8-5	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	当該文化財を所有する相手方はほかに存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	89,250,000	89,250,000	100.00%	-	当該文化財を所有する相手方はほかに存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	二(ホ)	
彫刻 木造二天立像	文化庁次長河村潤子	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成25年3月27日	株式会社 宝永堂	東京都町田市原町田6-1-17	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	当該文化財を所有する相手方はほかに存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	157,500,000	157,500,000	100.00%	-	当該文化財を所有する相手方はほかに存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	二(ホ)	
平成25年度前期用教科用図書(点字版)	文部科学省初等中等教育局長 布村幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成25年3月15日	社会福祉法人東京点字出版所	東京都三鷹市下連雀3-32-10	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	10,498,782	-	-	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	イ(イ)	
平成25年度前期用教科用図書(点字版)	文部科学省初等中等教育局長 布村幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成25年3月15日	社会福祉法人日本ライトハウス	大阪市鶴見区今津中2-4-37	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	15,343,472	-	-	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	イ(イ)	
平成25年度前期用教科用図書(点字版)	文部科学省初等中等教育局長 布村幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成25年3月15日	社会福祉法人東京ヘルン・ケラー協会	東京都新宿区大久保3-14-20	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	10,605,042	-	-	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	イ(イ)	
平成25年度前期用教科用図書(点字版)	文部科学省初等中等教育局長 布村幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成25年3月15日	社会福祉法人視覚障害者支援総合センター	東京都杉並区上荻2-37-10 keiビル	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	2,738,239	-	-	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	イ(イ)	
平成25年度前期用教科用図書(点字版)	文部科学省初等中等教育局長 布村幸彦	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成25年3月15日	社会福祉法人日本点字図書館	東京都新宿区高田馬場1-23-4	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	1,885,532	-	-	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	イ(イ)	
原子力損害賠償の事例研究事業	研究開発局長 戸谷 一夫	東京都千代田区霞が関 3-2-2	平成25年1月29日	原子力損害賠償支援機構理事長 杉山武彦	東京都港区虎ノ門二丁目2番5号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	原子力損害賠償支援機構は、契約時点において本委託事業を実施するにあたり必要不可欠な情報について、政府以外で適切かつ詳細に知りうる唯一の法人であり、かつ、当該情報を整理・分析できる能力を有しており、契約の性質又は目的が競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項)	24,200,600	24,200,600	100.00%	-	原子力損害賠償支援機構は、契約時点において本委託事業を実施するにあたり必要不可欠な情報について、政府以外で適切かつ詳細に知りうる唯一の法人であり、かつ、当該情報を整理・分析できる能力を有しており、契約の性質又は目的が競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項)	二(ハ)	